

# 我が国のデザイン開発の状況と 意匠権の活用について

山田 繁和

審査業務部民生機器 審査官

## ●はじめに

平成15年7月10日に行われた平成15年度特許懇親会において、意匠審査部門からは「我が国意匠登録制度の特徴」をはじめとした主要国の意匠登録出願件数の状況や模倣品に関するデータをパネルにして意匠制度が社会に果たす役割を分かり易く説明しました。

これは、今年度特許庁に新たに入庁した新人だけでなく、懇親会の参加者に、製品の付加価値を高める役割を持つデザインについて正しく理解し、企業活動等から創作されるデザインを意匠制度によってどのように保護されているかを啓発するため、我が国の意匠登録制度を簡単に説明したパネルや主要国における意匠登録出願件数を表したものの、企業におけるデザイン開発の現状と模倣品の発生状況をまとめたパネルを用意しました。

## ●展示内容の紹介

懇親会当日に意匠審査部門で展示したパネル資料を紹介します。

意匠審査のパネルは、意匠審査の概要だけでなく、意匠制度を取り巻く我が国の現状について触れ、企業におけるデザイン開発の状況や企業活動における意匠権の重要性を紹介しました。

## 1. 「我が国意匠登録制度10の特徴」

### 1 先願主義

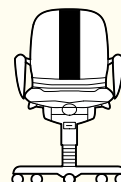
意匠登録を受けるには特許庁に意匠登録出願する必要があります。これは、産業財産権四法（特許法、実用新案法、意匠法、商標法）に共通する特徴で、同じものを出願した場合、出願の早い人が権利を取得することができます。各国とも同じようなものですが、先発明主義を採用する米国のデザインパテントは例外です。また、知的財産権法の中でも出願をする必要のない著作権法とは制度が大きく異なります。



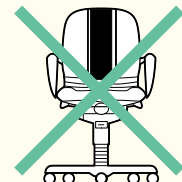
### 2 審査主義

世界の意匠保護制度は、審査主義と無審査寄託主義に大別されます。前者は日本、米国、韓国などで、後者はフランス、ドイツ、イタリアなどです。わが国の特許庁審査官による審査では、工業上利用できるかどうか、美感を起こさせるかどうか、新規性および創作性があるかどうかなどが判断されます。

(公知意匠A)



(出願意匠B)



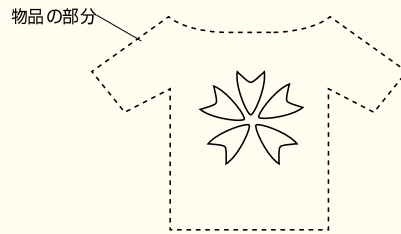
### 3 世界公知

出願前に類似する意匠がないかどうか審査官が判断するに当たっては世界公知を前提とします。特許庁では国内で刊行された資料だけでなく、海外の雑誌なども収集して新規性や創作容易性の判断を行っているのです。



### 4 世界公知

1998年の意匠法改正で、それまで保護されなかった「物品の部分」が登録できるようになりました。部品や付属品の保護は以前からあったのですが、改正後は物品の全体から物理的に切り離せない部分も登録できます。この制度は活用次第では大きな力を持つものです。米国などにも同様な制度があります。

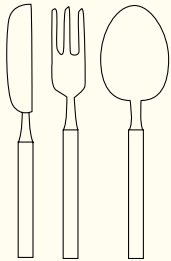


### 5 組物の意匠

同時に使用される2つ以上の物品を1つの出願として扱う制度です。そうした保護を受けられるものは一組のナイフ・フォーク・スプーンセット、一組のオーディオセットなど56品目で、システムデザインの保護が図られています。

組物の意匠の例

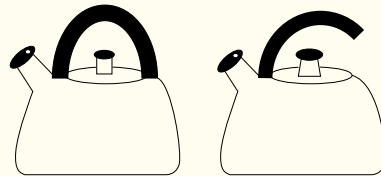
一組の飲食用ナイフ、フォーク  
及びスプーンセット



一組のオーディオセット  
一組のフェンダーセット  
一組のゴルフクラブセット  
et ...

### 6 関連意匠

部分意匠と同様に、1998年の法改正で導入された制度です。中心となるデザインを本意匠とし、同日で同じ出願人によってそれに類似するデザインが関連意匠として登録されると、権利範囲が広がり且つ明確になるために、模倣に対抗しやすくなります。



### 7 秘密意匠

企業などが販売戦略などに基づいてデザイン開発した場合、その意匠が登録となっても一定期間公報に掲載せず、秘密にしておくことができる制度です。ただし、期間は登録後最長3年間です。

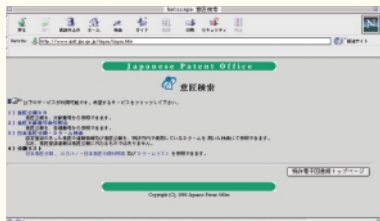
## 8 早期審査制度

出願から登録までの間に模倣が発生することは珍しくありません。そうした場合、「早期審査に関する事情説明書」を提出すればすぐに審査される制度です。模倣された時にこの制度によってすぐに登録され、紛争が解決した事例もあります。



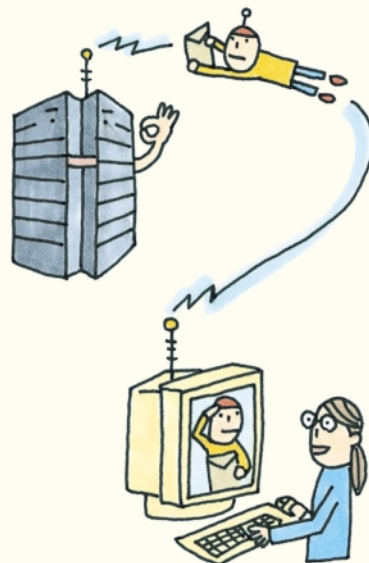
## 10 意匠公報のインターネット検索

登録された意匠は意匠公報に掲載されます。この公報を、意匠分類と登録日などを検索キーとして、特許電子図書館を利用してインターネットで調べることができるようになりました。



## 9 電子出願

出願は郵送や窓口を持参する以外に、住所、名前、印鑑等の情報を特許庁に登録しておくでパソコンによる電子出願ができます。



このパネルでは、我が国の意匠登録制度の特徴を紹介しています。

我が国の意匠登録制度は先願主義を採用し、実体審査を行っていますが、世界の意匠保護制度は、審査主義と無審査寄託主義に大別できます。

- 審査主義国…日本、米国、韓国など
- 無審査寄託主義…中国、フランス、ドイツ、イタリアなど

我が国の意匠審査は、出願前に同一または類似する意匠がないかどうか審査官が先行文献を調査して新規性を判断しています。その調査の対象は世界中

の文献等（世界公知）であり、国内で刊行された資料だけでなく、海外の雑誌なども収集して新規性や創作非容易性を判断します。

また、我が国の意匠登録制度の特徴的なものとして「部分意匠制度」や「関連意匠制度」、「秘密意匠制度」があることや、手続き面では意匠登録出願は2000年1月から電子出願できること、意匠情報に関連することとして特許庁ホームページ内の特許電子図書館を利用してインターネットでこれまでに発行された全ての意匠公報を参照することが可能であることを紹介しています。

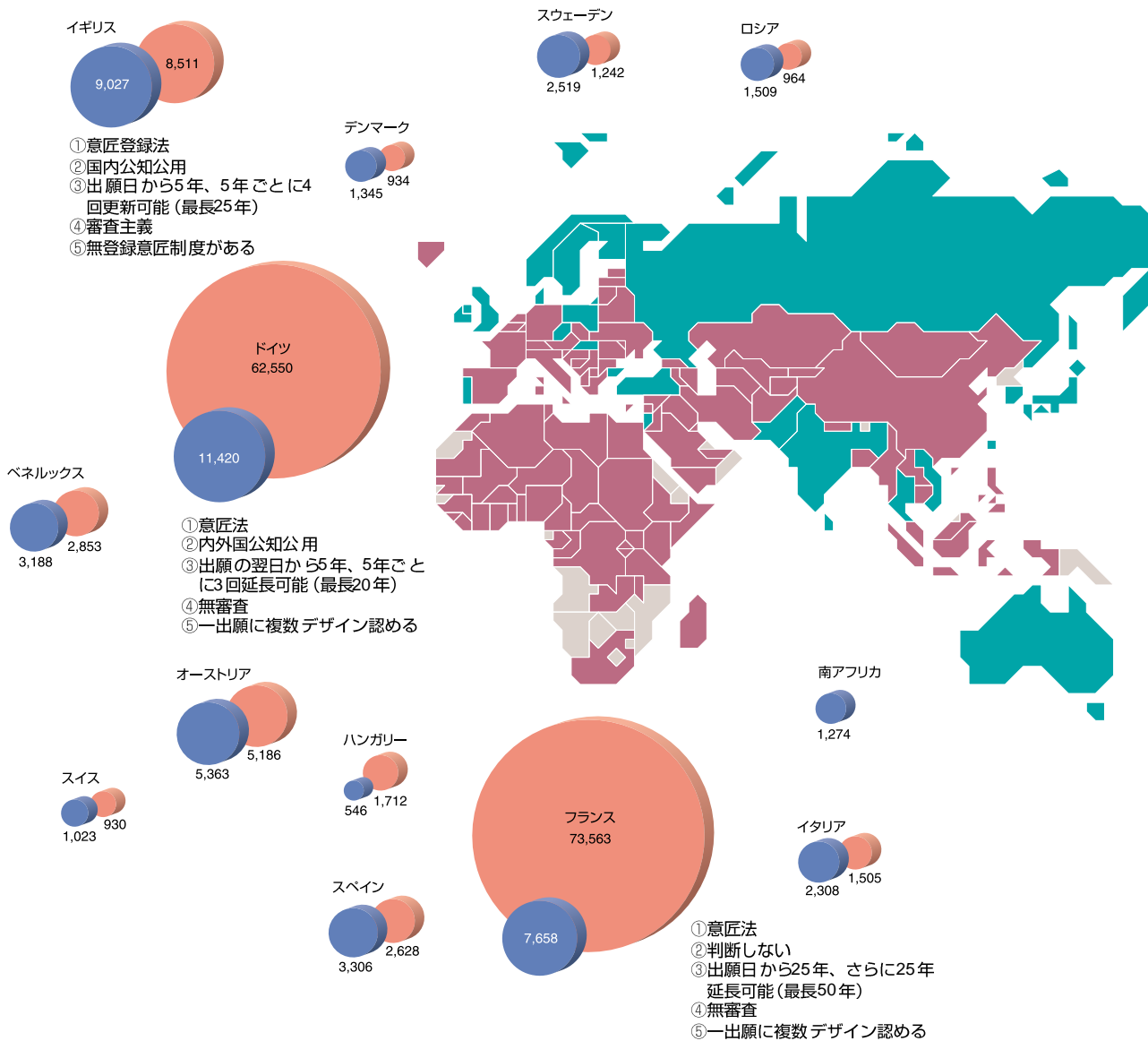
## 2. 「主要国の出願数・登録数を比較する」

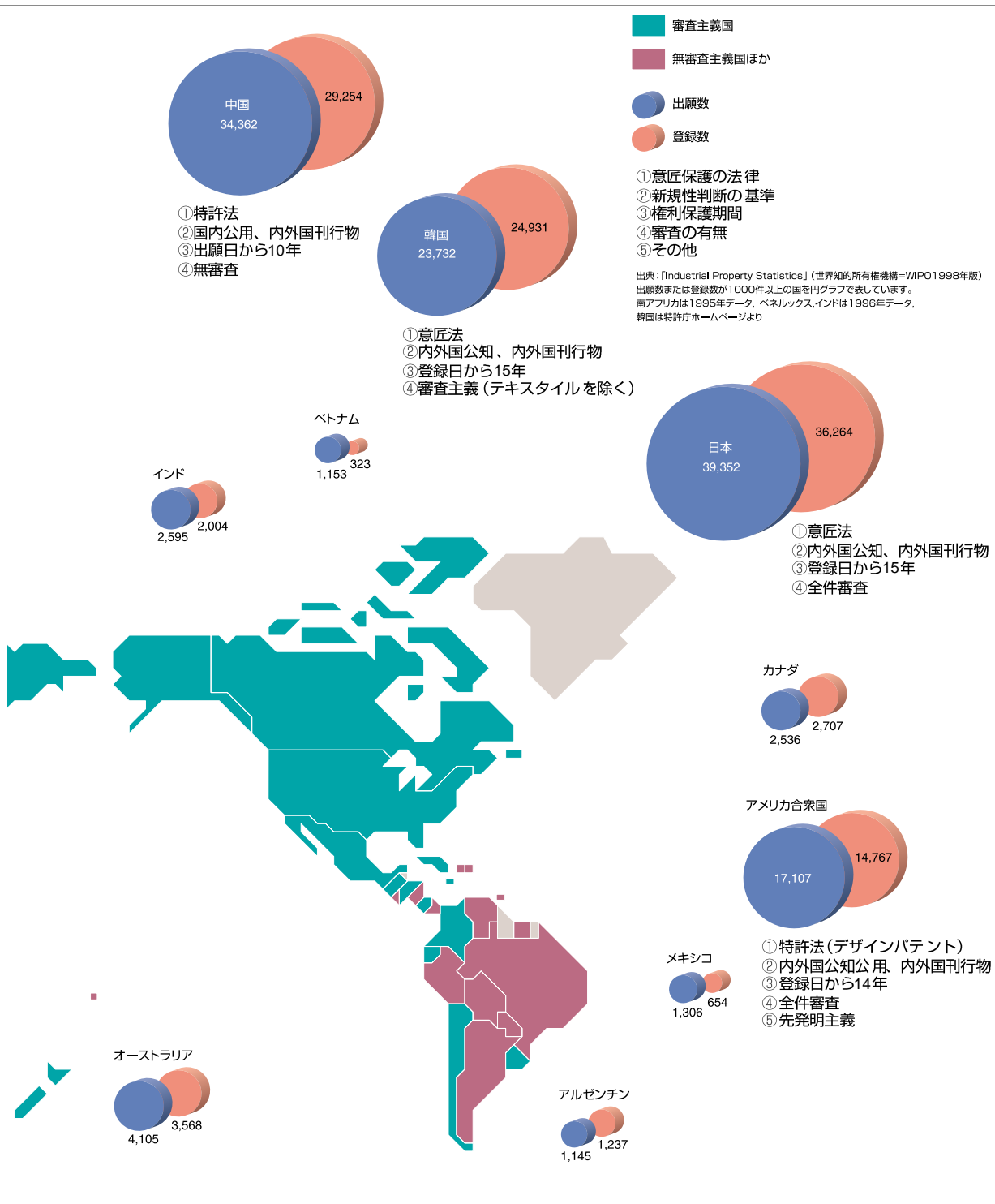
### ■出願・登録数の差は審査体制の違いを表します

ほとんどの国に意匠登録制度があります。しかしながら、制度の仕組みはさまざまです。ここでは審査・無審査の違いと、主要国の近年の出願数と登録数を示します。

審査主義を採用している国は、出願数より登録数が少なくなるのは当然です。ただし、その年の出願が同じ年に登録となるわけではありませんので出願数対登録数が登録率をそのまま表してはいませんが、審査の厳しさの目安と言えるでしょう。一方、無審査主義の国

では、出願数と登録数は近似します。そうした国々の中で、登録意匠数が出願数を大きく上回るのがドイツやフランスです。両国は一意匠一出願ではなく、1つの出願に複数のデザインを包含できるためです。たとえばフランスでは、1出願で100のデザインを含めることが可能です。出願数と登録数の差は、審査の有無と出願方法の違いを反映しているのです。またフランスでは工業デザイン全体を著作権法でも保護するといった具合に、デザインに関連する知的財産の保護制度には各国で大きな違いがあります。





このパネルでは、近年の主要国における出願・登録件数を紹介しています。

ほとんどの国に意匠登録制度があり、審査主義をとる国の中でも我が国は出願件数が多く、我が国がデザイン開発の活発な国であることを紹介しています。

近年は、実体審査国の出願件数が非実体審査国の出願件数を上回る傾向にありましたが、非実体審査国である中国における意匠登録出願件数が飛躍的に増加していることを紹介しています。

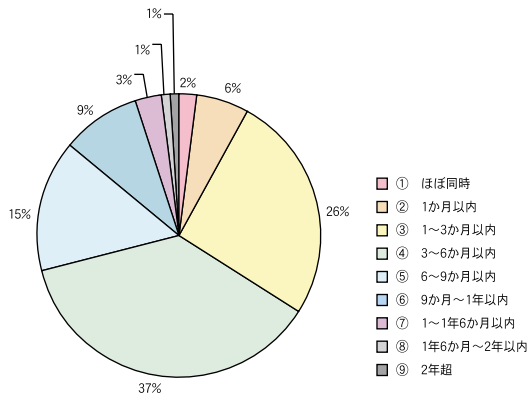
### 3. 「デザイン開発と意匠出願」

技術開発の成果は「技術的思想の創作（発明）」であれば特許によって、「形状等にあらわれたデザイン」であれば意匠によって、知的創作を多角的に保護することができる。技術開発成果を戦略的に保護・活用し、企業収益を高めるためには、技術開発をデザイン開発と結びつけ、意匠権を有効に活用することも重要である。

#### ①製品デザインの決定から販売までの期間

製品デザインの最終決定から6か月以内に発売している場合が、全体の約70%を占め、1年以内に販売しているものになると95%にもなる。

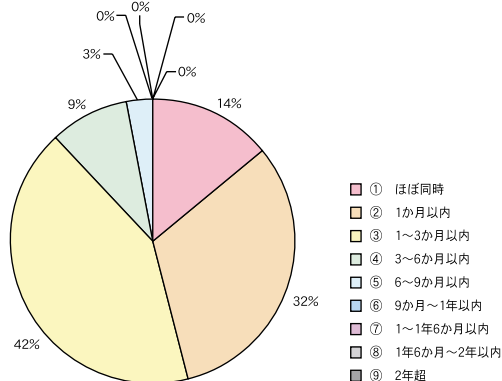
製品のデザイン決定後、さほど時間をかけずに市場に投入していることが理解できる。



#### ②製品のデザイン決定から意匠出願について

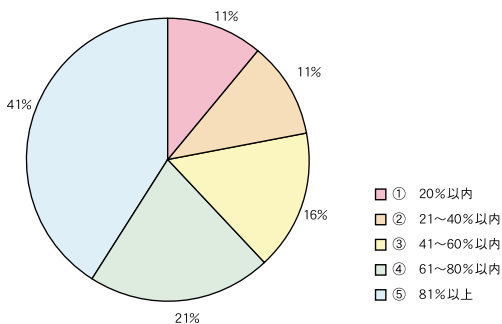
製品デザインの決定から意匠登録出願までの期間は、1か月以内に約50%が行われており、3か月以内に約90%が行われている。

①の結果と比較すると、製品が市場で販売される3~6か月前の段階で意匠出願を済ませていることが理解できる。



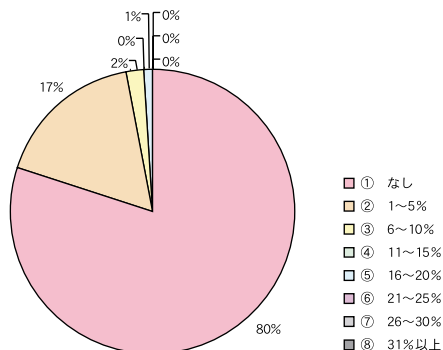
#### ③意匠権の実施等について

##### ●過去3年間に取得した意匠権の実施率



意匠権を取得した製品のデザインの実施については、取得した権利の60%以上を実施している場合が、約60%であり、80%以上実施している場合でも40%を超えている。

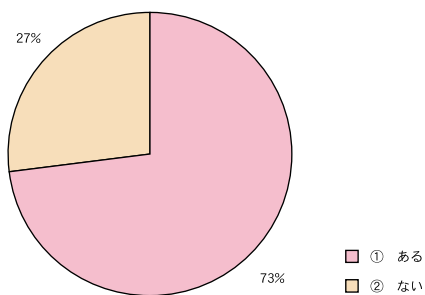
##### ●過去3年間に取得した意匠をライセンスした比率



意匠権を他社にライセンスすることはあまりなく、意匠権をライセンスしないとしている場合が80%を占めている。

これは意匠権が製品のデザインを防衛するために使っている結果であろう。

④製品の発売から模倣品が発生するまでについて



●製品の発売から模倣品が発生するまでの期間

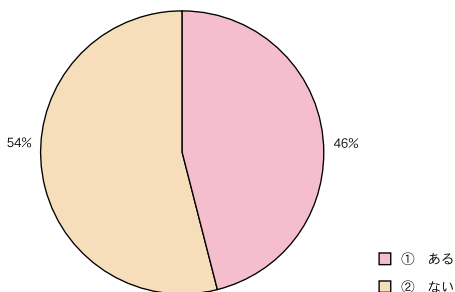
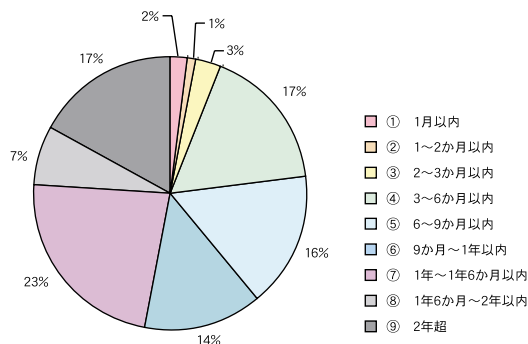
模倣品は製品の発売から3か月～1年以内に約50%発生しており、1年6か月以内に約75%発生している。

1～3か月で模倣品がでることは少なく、3か月を超えたあたりから模倣品が出まわることが理解できる。

●過去3年に模倣品が発生した比率

過去（3年）に模倣品が発生したことがあるとしている企業が、70%を超えている。

これは製品デザインが、かなり高い確率で業種・製品に関係なく模倣されている現れである。



●過去3年に発生した模倣品に意匠権で対抗した比率

また、この模倣に対して意匠権に基づいて警告や権利行使を過去（3年）に行ったことがあるとする企業は約50%に達している。

(以上、出願件数上位300社への調査結果に基づく)

企業においては、デザイン開発後、権利を取得した後も模倣品対策を含めて長期間に渡ってデザインに関する企業活動を展開していることが分かる。

これは、技術開発における企業活動とほとんど同じであるといえ、デザインのライセンスがあまり行われていないことを除き、特許と同様の管理が意匠権についても必要であることを表している。

このパネルでは、企業における意匠をめぐる活動について紹介しています。

技術開発の成果は「技術的思想の創作（発明）」であれば特許によって、「形状にあらわれたデザイン」であれば意匠によって、知的創作を保護することができます。

多くの企業においては、高度な技術に優れたデザインを付加することで製品の付加価値を高めること、

様々な機能を統合してデザインによってまとめ上げること、技術をデザインによって受益者や消費者に分かり易く伝えることなどのデザイン活動が行われています。企業におけるデザイン活動の実体について調査した結果をまとめ、デザイン開発後から製品化した後までの期間にわたり、意匠出願、意匠権の活用などデザイン開発や意匠権をめぐる活動について紹介しています。

#### 4. 「模倣品の事例」

模倣被害事例紹介

商品名：スクーター



模倣の態様	意匠
模倣品製造国	中国
模倣品流通国	中国
模倣品製造国・流通国における権利取得状況	意匠権取得（根拠法は特許法）
対策	行政機関への申立て、調停
対策を講じた結果	製造・販売の中止、模倣品の押収、損害賠償、謝罪状の提出
対策に要した期間	模倣品発見から1年6ヶ月

近年、中国をはじめとして、途上国で模倣品が多数発生しており、その模倣品は、かつての粗悪なものから精巧なものへ変化しています。

これらの模倣品に対抗するためには、自社の製品を国内のみならず、模倣品が発生する国々においても意匠権によって保護しておくことが重要となります。

近年は日本製品の模倣が多数発生し、日本企業が模倣品によって大きな損失を被っていますが、ここでは日本企業が意匠制度によって自社製品を守った例を紹介しています。

#### ●おわりに

我が国の低迷する経済を活性化させるには、優れた技術やデザインなどの知的財産を有効に活用し、産業に結びつけることが必要不可欠です。

こうしたなか、新人の方々は、社会における特許庁の役割をよく理解し、知的財産に関してどのような行政サービスが求められているかをたくさん学び取り、「知的財産立国」を担う一員としての役割を担って行って下さい。

最後に平成15年度特技懇懇親会において、多数の方々が意匠審査のパネルに興味を持ち、理解を示していただけたことを深く感謝しております。

#### Profile

山田 繁和（やまだしげかず）

平成2年4月 入庁（審査第一部 民生機器）  
 平成6年8月 電子計算機業務課へ併任  
 平成12年10月 総務課大学等支援室へ併任  
 平成13年1月 技術調査課知的財産支援室へ併任  
 平成15年6月 審査業務部民生機器 審査官